

<発行> 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会（JPA）事務局  
発行責任者/辻 邦夫  
〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-11-2 巣鴨陽光ハイツ604号  
TEL03-6902-2083 FAX03-6902-2084 [jpa@nanbyo.jp](mailto:jpa@nanbyo.jp)  
JPAホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

## 【速報】難病法・児童福祉法の改正法案が 参議院本会議にて可決されました

臨時国会会期末の本日、12月10日（土）の参議院本会議において、難病法・児童福祉法の改正法案が他の障害者支援の法案とともに賛成多数で可決されました。本法案は11月21日の衆議院本会議でも可決されておりますので、これにより改正法案が成立しました。

改正法の概要、条文の変更点及び附帯決議については下記の資料をご参照ください。

- ・難病法等改正法案説明資料 [https://nanbyo.jp/tusin/shiryo/306\\_1.pdf](https://nanbyo.jp/tusin/shiryo/306_1.pdf)
- ・条文新旧（難病法、児童福祉法抜粋版） [https://nanbyo.jp/tusin/shiryo/306\\_2.pdf](https://nanbyo.jp/tusin/shiryo/306_2.pdf)
- ・衆議院附帯決議 [https://nanbyo.jp/tusin/shiryo/306\\_3.pdf](https://nanbyo.jp/tusin/shiryo/306_3.pdf)
- ・参議院附帯決議 [https://nanbyo.jp/tusin/shiryo/306\\_4.pdf](https://nanbyo.jp/tusin/shiryo/306_4.pdf)

JPA加盟・準加盟団体、関係団体の皆様には、今回の見直しにあたっての意見集約等をはじめ、様々な場面でご支援とご協力をいただきありがとうございました。また、法案成立に向けご尽力いただきました、衆・参両院の厚生労働委員をはじめとする国会議員の皆様にもこの場をお借りして御礼申し上げます。

法案は成立しましたが、附帯決議が付されている通り、今回の見直しで積み残しとなった課題も多くあります。今後省令として検討していくこととなる医療費助成の遡りの期間や登録証とマイナンバーの連携の問題も含め、引き続き注視しつつ、不十分な点については、丁寧な説明と議論を求めていきたいと考えています。

今後もこの事務局ニュースやMonthly news等を通じて、情報を発信していきますので、引き続きご支援、ご協力をどうぞよろしく願いいたします。